

建設委員会記録

1 日 時 令和8年6月24日（水曜日）

開 会	午前10時17分
休 憩	午前10時36分
再 開	午前10時46分
休 憩	午前11時30分
再 開	午前11時40分
休 憩	午前11時59分
再 開	午後 1時25分
休 憩	午後 1時40分
再 開	午後 1時54分
閉 会	午後 2時25分

2 場 所 第 4 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委 員 長	高 原 ゆずる
副委員長	藤 田 克 樹
委 員	柏 佳 枝
//	大 島 満
//	横 野 昭
//	村 上 和 久
//	金 厚 有 豊
//	鋪 田 博 紀
//	赤 星 ゆかり

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	石井 誠
局次長	浦山 信之
総務課長	嘉戸 智人
予防課長	新夕 佳
警防課長	田口 賢治
通信指令課長	西島 秀和
総務課主幹（総務企画・調整担当）	古村 和也

【上下水道局】

局長	村井 真哉
理事（上下水道技術管理）	山嵯 明彦
局次長	高橋 祐子
局次長（技術担当・危機対策課長）	五十嵐 進
参事（農林水産部次長）	谷井 隆彦
参事（建設部次長）	野上 一成
経営管理課長	相川 智昭
契約出納課長	山口 晋一郎
料金課長	山下 達也
給排水サービス課長	高田 浩幸
上下水道計画課長	江上 晴久
上下水道建設課長	井山 哲男
上下水道施設管理センター所長	山口 貴之
上下水道サービスセンター所長	眞田 幸保
流杉浄水場長	安部 正雄
浜黒崎浄化センター場長	竹島 寛文
水橋浄化センター所長	神代 浩
上下水道計画課主幹・上下水道建設課主幹（河川整備課長）	沖村 一
上下水道計画課主幹・上下水道建設課主幹（農村整備課長）	檜尾 正樹
経営管理課主幹（調整担当）	杉山 実季子

【建設部】

部長	高尾 輝彦
部次長（上下水道局参事）	高波 宏明
部次長（技術担当・上下水道局参事）	野上 一成
参事（道路河川管理担当）	金田 英靖
参事（土木事務所建設担当）	高田 秀昭
参事（建設政策課長）	経澤 陽一
参事（公園緑地課長）	笹木 明子
道路整備課長	山本 貴章
道路河川管理課長	松丘 仁志
河川整備課長	沖村 一
道路構造保全対策課長	高木 勝人
営繕課長	小林 江里子
土木事務所長	坂井 義隆
土木事務所総務課長	水野 央
土木事務所建設課長	帳山 誠志
建設政策課主幹（調整担当）	竹田 宏一

【防災危機管理部】

部長	増山 和弘
部次長	井村 孝志
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	清水 孝一
参事（防災対策担当）	生田 朋道
防災課長	谷澤 隆
危機管理課長	川崎 隆人
防災課主幹（調整担当）	永森 晶子

【活力都市創造部】

部長	高橋 洋
部次長	高森 隆
部次長（技術担当）	金山 英樹
参事（鉄道再構築推進担当）	野村 知範
参事（建築指導担当）	佐藤 英子
参事（空き家政策担当）	守山 裕一
都市計画課長	佐野 正典
景観政策課長	塚本 義明
交通政策課長	杉木 光晴
建築指導課長	井川 清
交通施設課長	笹倉 宏一
まちづくり推進課長	中田 幸宏
住宅政策課長	吉川 賢一
都市計画課主幹（調整担当）	川合 祥子

6 職務のために出席した者**【議会事務局】**

議事調査課長代理	土方 智樹
議事調査課主査	高野 夏希
議事調査課主査	田村 麻里子

7 会議の概要

委員長 ただいまから令和8年6月定例会建設委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、柏委員、赤星委員を指名いたします。
これより、消防局所管分の議案の審査を行います。
議案第141号 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

総務課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第141号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第141号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。

以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている
報告第9号 専決処分報告の件（工事請負変更契約締結の件（富山消防署北部出張所改築主体工事））
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

総務課長 「議案説明資料により説明」

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「発言する者なし」

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、消防局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

金厚委員 先ほど少し口頭で説明されましたけれども、消防艇の話を見せていただきます。
最終的に消防艇はいつから運用されるのですか。

総務課長 令和9年4月1日に運用開始の予定です。

金厚委員 議案説明資料4ページの専決処分報告の件（工事請負変更契約締結の件（富山消防署北部出張所改築主体工事））について、北部出張所の建て替えの話をされました。
神通川の角に消防艇が停泊している富山北消防署海上分遣所には今度新たに、射水市などの3市から消防局の署員が配置されると思いますが、どのぐらいの人員が配置されるのですか。

総務課長 新しい消防艇の運用については、富山市の人員のみ

で運用することとしております。

その理由は、現状の高岡市、射水市、富山市の消防艇の体制では、職員が常駐しているのは富山市だけであるためです。

費用面や組織体制などを勘案した結果、新しい消防艇は富山市に配置することになりましたので、これまでどおり富山市の人員で運用することになっております。

その反面、各市には運用に係る費用や人件費を多少負担してもらうことにしております。

金厚委員 海上分遣所には現在何人の職員が常駐していますか。また、新しい消防艇になった場合に人員を増やす予定はありますか。

総務課長 現在海上分遣所には、1班2名の2班があり、合計4名が常駐しておりますが、実際に運用するときは、富山北消防署などから船舶免許を持っている職員が集まることになっております。来年の4月以降も同じような体制で運用することとしております。

金厚委員 今回、北部出張所を建て替えますが、神通川の岸壁にある消防艇神通を所管している海上分遣所も相当古いので、建て替えなければならないのではないですか。

総務課長 おっしゃるとおりでして、海上分遣所は昭和55年に竣工し、旧耐震基準で建てられたものですので、総合計画にも位置づけて計画的に改修する予定です。富山消防局の17の庁舎の中で、現在耐震基準を満たしていない庁舎は、北部出張所と海上分遣所の2か所となっております。ですので、北部出張所が竣工しましたら、その後は海上分遣所を建て替えたいと考えております。

金厚委員 新しい消防艇はどのような船か、私たちは現物ではなく数字や文字でしか見ていないのですけれども、

出来上がってくる消防艇はどのようなものなのかという思いでいるのです。その消防艇が出動することがないようにとも思っているのですけれども、必要なものですから、やっぱり消防艇は配置しなければならないのです。

ましてや、そこへ常駐される人がいるのですから、海上分遣所も仕事しやすい環境を整備しないといけませんと思いますので、よろしくお願いいたします。

消防局長

ありがとうございます。

補足でございますが、今ほど来年4月1日から新しい消防艇が就航予定というお話をさせていただきましたけれども、それに先立って、3月29日に射水市の海王丸パークで就航式を行う予定です。

これは3市合同ですので、例えば今日お集まりの建設委員会の委員の皆様をはじめ、3市の関係機関の方を御招待したいと考えております。今ほど数字ばかりで現物を見られたことがないとおっしゃいましたので、ぜひ見ていただければと思っております。

横野委員

議案概要書1ページ、2ページの富山市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件について、消防局の職員が10名ほど増えるとのことですが、それに伴う職員の採用予定や配属先をどのように考えているのか教えていただけますか。

総務課長

今回の条例改正では、消防局の職員の定数を486名から500名に変更し、14名の増といたします。この背景としましては、今年の1月に消防庁から通知が出まして、5年後までには、採用者に占める女性消防吏員の比率を10%まで、また将来的には女性消防吏員の比率を全体の10%まで引き上げることを目標として掲げております。

今後、女性消防吏員の採用を進めていく中で、当然、出産や育児による休業期間の重複が相当数見込まれてくると思います。

それに加え、男性消防吏員も子育ての参加意欲が高まってきておりますので、育児休業を取る職員も増

えてきております。

消防はどうしても現場の頭数勝負というところもございいますので、あらかじめ必要な人員を確保し、弾力的な運用を可能とすることで安定した消防体制を維持するために定数の増加を図ったものです。

大島委員 関連で、議案概要書の2ページにク、消防の事務部局の職員と書いてあるのですが、現場には出るのですか。議案概要書の記載が誤っているのでしょうか。

消防局長 消防局ではそのような記載はしておらず、恐らく企画管理部で事務部局の職員という表現をされたのだと思います。私たちは消防職員と言っていますが、厳密に言うと消防吏員という法律上の言葉がありまして、消防吏員は現場にも行くということで理解していただければと思います。

大島委員 これは職員課が担当なのかもしれませんが、こういう大きな間違いはちょっと許し難いので、厳重注意をお願いします。

消防局長 申し訳ございませんが、こちらでは返答しかねます。

委員長 財務部が作成した議案概要書の消防の事務部局の職員という記載については、後ほど確認いたします。

大島委員 はい。

赤星委員 消防職員の皆さんの暑熱順化訓練を先日テレビのニュースで見ました。熱中症にならないように火災現場で働くために、相当ハードな訓練をしておられて、大変だと思いました。先日も車で走っていたら、すごい重装備をして走っておられるのをたまたま見かけ、本当に大変だと頭が下がる思いでいっぱいです。ニュースでしか情報がないので、どのように訓練を実施しているのか教えていただけますか。

警防課長 暑熱順化訓練の内容でよろしいでしょうか。

赤星委員 訓練の内容やどのくらいのスパンで休憩しているのかなど、職員が倒れないようにどのように訓練を実施しているのか教えていただけますか。

警防課長 今ほどの御質問ですけれども、暑いからといって活動しないわけにはいきませんので、実際の災害現場で活動する防火衣を着装して、暑さに耐える訓練を定期的実施しております。
どれくらいのスパンで休んでいるのかについては訓練を実施している隊員に任せておりますので、分かりませんが、暑いときでも現場での活動に耐えられるよう、実際に活動する際の装備を着て走ったり、筋力トレーニングを行ったりしております。

赤星委員 マニュアルや計画に基づいて訓練を実施しているのではないのですか。

警防課長 計画を立てて訓練を実施しております。

赤星委員 それは消防局全体としてですか。

警防課長 各消防署で計画を立てて訓練を実施しております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前 10 時 36 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 46 分 再開

委員長 これより、建設委員会上下水道局所管分に入ります。  
契約金額 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約について、  
富山市水道事業「通水」90 周年・富山市上下水道

局発足25周年 記念事業の実施について、  
中東情勢の緊迫化に伴う上下水道事業への影響について、  
富山市下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業の要求水準書（素案）について、  
将来的な公共下水道区域の見直しを踏まえた現行制度の改正について、  
以上5件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

契約出納課長 「契約金額1億5,000万円以上の工事請負契約について、  
委員会資料により説明」

経営管理課長 「富山市水道事業「通水」90周年・富山市上下水道局発足25周年 記念事業の実施について、  
委員会資料により説明」

上下水道局次長 「中東情勢の緊迫化に伴う上下水道事業への影響について、  
(技術担当・危機対策課長)  
委員会資料により説明」

上下水道計画課長 「富山市下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業の要求水準書（素案）について、  
将来的な公共下水道区域の見直しを踏まえた現行制度の改正について、  
委員会資料により説明」

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

赤星委員 委員会資料2ページ、3ページの富山市水道事業「通水」90周年・富山市上下水道局発足25周年記念事業の実施について、（7）給水スポット（屋外）の設置は大変いい事業だと思います。  
この事業に係る費用は幾らなのでしょう。

上下水道局理事 富山駅周辺に設置しますので、様々な制限がある中

で、具体的な設置場所や設置する機器、屋外に設置する際の衛生面などを含めて今年度に具体的な検討を行うことから、現段階では費用について申し上げられません。

設置に係る費用や機器などについては令和９年度の予算に計上する予定です。

赤星委員 委員会資料６ページの富山市下水道ウォーターＰＰＰ（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業の要求水準書（素案）について、これは国から令和９年度までにウォーターＰＰＰの実施を決定していないと交付金を出さないという通知が発せられて、全国の自治体で一斉に進められていると聞いていますが、改めて御説明いただけますか。

上下水道計画課長 国のＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランで令和６年５月にウォーターＰＰＰを導入することが示され、それに伴い、令和９年度以降の下水道の改築工事については、ウォーターＰＰＰの導入が交付金の要件とされました。具体的には、令和９年４月の国の交付決定の前までに少なくとも募集公告を行うことが条件となっております。

赤星委員 今おっしゃった交付金の要件の法的根拠はあるのですか。

上下水道計画課長 国の交付金の要件になっております。

赤星委員 交付金の名称と補助率、根拠となる法律を教えてください。

上下水道計画課長 交付金の補助率は２分の１になります。  
また、交付金の名称は、社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金です。

赤星委員 先ほどおっしゃった交付金の要件の根拠となる法律はあるのでしょうか。

上下水道計画課長 先ほど内閣府のＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラ

ンで、ウォーターＰＰＰの導入が示されたと御説明いたしました。令和６年５月ではなく令和５年６月でした。

アクションプランでは、令和９年度までにウォーターＰＰＰの導入が決定済みであることが交付金の要件になると示されました。

社会資本整備総合交付金については社会資本整備総合交付金交付要綱がありますので、それが今後、改定されることになるかと考えております。

赤星委員 今おっしゃいました令和５年の内閣府のＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランは法律ではありません。根拠となる法律があるのかをお聞きしたいのです。

上下水道局理事 一般論として申し上げますが、下水道事業の根拠となる法律は下水道法になりますが、下水道法の中で、今御質問されているような具体的な要件を法律で明文化したものはないと思います。  
交付要綱を国が定めることが認められているので、全国の実情、状況を見て、定めた要綱に基づいて、自治体が交付金をいただいて整備等を行います。  
そのため、根拠となる法律がありますかという質問に対しては、法律として明文化されたものはないとお答えをすることになります。

赤星委員 根拠となる法律はないことが確認できました。  
それで、下水道事業にウォーターＰＰＰを導入することによって、市民にとってどのようなメリット、デメリットがあるのか教えてください。

上下水道計画課長 ウォーターＰＰＰ導入におけるメリットとしましては、これまで個別に発注していた業務が包括的な１０年間の業務委託になりますので、事務負担の軽減という効果があるかと考えております。  
また、今ほどお話にもありましたが、交付金の獲得も大きなメリットと考えております。  
今後も引き続き下水道サービスを維持していくためには、適切な維持管理が必要になりますが、維持管

理の分野に民間事業者のノウハウを導入することは市民サービスの維持・向上につながり、市民のメリットにもなるものと考えております。

赤星委員 内閣府でウォーターＰＰＰを推進するために管理・更新一体マネジメント方式（レベル３、５）、コンセッション方式（レベル４）が示されています。これは１０年後にはコンセッション方式にすることを前提とした制度だと思うのですが、富山市としては１０年後にコンセッション方式の導入を目指しているのでしょうか。

上下水道計画課長 現在はウォーターＰＰＰの第１期目ということで、管路施設を対象にウォーターＰＰＰの導入を図ることとしております。  
契約期間が１０年間と決められておりますので、１０年間は更新一体マネジメント方式のスキームで進めたいと思っております。次の第２期に向けては、今現在契約に入っていない下水処理場やポンプ場の対応、市の直営で管理している浜黒崎処理区なども含め、本市全域にウォーターＰＰＰを広めるのかということ、この１０年間の成果を検証しながら、次の１０年間の事業スキームについて考えてまいります。今現在はコンセッション方式の導入までは考えておりません。

赤星委員 ウォーターＰＰＰは特定の企業と１０年間の包括的な業務委託をすることになりますので、下水道工事を担ってくださっている市内の中小零細の地元企業の育成や存続に対して影響が大きいのではないのでしょうか。

上下水道計画課長 ウォーターＰＰＰの業務は、大きく分けると維持管理と改築、更新に関する業務がございます。  
これらの業務は現在は主に市内業者が担っておられ、今回のウォーターＰＰＰの導入に当たっても、実際の施工や維持管理作業などについては市内業者に委託するという要件を設けたいと考えております。

それにより、市内業者の雇用の確保につなげていきたいと思っています。

赤星委員 ウォーターＰＰＰの１０年間の業務委託により、事業費の負担が軽減されるとのことですが、現在の事業費が幾らで、どれだけの負担軽減になるとお考えでしょうか。

上下水道計画課長 事業費につきましては現在算出中です。今般、下水道法の改正もあり、維持管理に関する内容や法定点検が大分拡充される予定です。  
そうした法定点検をこれまで以上に実施する必要がある、ウォーターＰＰＰの導入後は導入前と全く同じ内容の事業を行うものではありませんので、現時点では回答できかねます。

赤星委員 ウォーターＰＰＰの１０年間の業務委託の受託者は、どのような企業が想定されますか。

上下水道計画課長 全国の事例も踏まえますと、建設会社やコンサルタント会社などが受託者になり得ると考えております。

赤星委員 どうしても大手企業しか受託できないのではないかと思います。営利企業が市直営よりも経費を安くするためには、本来維持管理に使うべきお金を削って、株主配当や役員報酬などの利益も確保しながら、もうけも確保することが想定できると思うのですが、そのようなリスクは考えておられないのでしょうか。

上下水道計画課長 受託者の業務のうち統括管理業務は必ず受託者に行っていただく業務であると考えており、それ以外の維持管理業務や調査業務、設計業務、工事等については、市内業者が担うものと考えております。  
市内の業者が安く受注されるのではないかとといった御意見はこれまでも民間事業者との対話の中でありましたので、統括管理業務に対する費用はしっかりと委託料に盛り込む予定です。  
また、下請に委託する際の費用を積算する際には、

市の基準を使うように要求しておりますので、受託者がいたずらに安い金額で発注することを避ける仕組みを考えております。

赤星委員 1点確認したいのですが、先ほど国の交付金が獲得できることもメリットの1つとおっしゃいました。ウォーターPPPの導入という交付金の要件は法的根拠がないとの回答でしたけれども、ウォーターPPPを絶対に導入しなければ交付金が出ないということではないと思いますが、いかがでしょうか。

上下水道局理事 先ほども言いましたとおり、国が要綱を定めることが認められていて、これまでも下水道事業に限らず国が主導的に様々な制度を設けて、運用することを宣言しています。ですので、ウォーターPPPを導入しなければ交付金が支給されないのかと言われれば、支給されるかもしれませんし、本来支給されるべき100%ではなく5%しか頂けないかもしれません。それは現状で確認しているわけではないのですけれども、事実として要件化することを明言されていて、多くの事業者がその制度に従って進めようとしておりますので、将来交付金がもらえるのかもらえないのかと言われれば、明言できません。国がそのような制度で運用していくことを決めた以上、その制度を我々も有効に活用していかなければなりませんし、全ての事業を単独で行うことは到底できないので、制度はしっかりと活用していきたいと思えます。今ほど上下水道計画課長が言ったように、本市の地元業者にとって不利益にならないように、しっかりと監視しながら、制度をうまく運用することが我々に与えられている責務だと思います。

赤星委員 これは意見になりますが、ウォーターPPPを導入しないと交付金を支給しないということを国は絶対にできないと思うのです。憲法第25条第2項に「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及

び増進に努めなければならない。」と定められていることから、国は責任を持って財政的、技術的に地方自治体や水道事業者の支援に努めなければなりません。ウォーターＰＰＰの導入が交付金の支給要件と定めているのは要綱であって、これまで国が推進したくても、全国ではなかなか思うように進んでこなかったもので、今、交付金をちらつかせて、無理やり進めさせようしているのがかいま見えるのです。ですので、市民にとってウォーターＰＰＰの導入が本当に必要なのかを今後も質問していきたいですし、当局からも丁寧に説明をいただきたいと思っております。

大島委員      ウォーターＰＰＰの受託者となる民間事業者の条件はあるのでしょうか。  
例えば外国資本が入っている場合や、役員が外国籍の場合は対象外となるなどの条件があるのか、もし条件がない場合も条件をつけられるのでしょうか。

上下水道計画課長      現時点では、統括管理業務を担っていただくために必要な下水道部門の技術士の資格や１級建築施工管理技士などの資格を持つ技術者の配置を要件としており、外国資本などは条件として設定しておりません。

大島委員      他県で問題になったこともありますので、ぜひその辺は配慮していただきたいと思います。  
受託者が再委託する場合には地元企業を優先することになっておりますが、１者に再委託することも、何者かに分割して再委託することも可能なのでしょうか。

上下水道計画課長      本市が直接発注をする際の要件として市内登録があることや元請を行った実績があることなどの要件を定めており、受託者が下請として再委託する際には同様の要件を求めることを考えております。  
基本的には市内業者を下請として再委託していただくことになると思いますが、１者なのか数者なのか

というところまでは詳細な条件を定めておりませんので、今後、募集内容や要求水準書を公表していく際に考えてまいります。

大島委員 最後に、受託者がどこへ再委託したのか市で把握し、管理できるのか伺いたします。

上下水道計画課長 契約条件として定めることで対応していくこととしております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、上下水道局所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 委員会資料３ページの（７）で給水スポットを２か所設置するとのことでした。  
今マイボトルを持ち歩く人も増えています。ペットボトルや資源の節約にもなりますし、熱中症対策にもなります。冷たいお水を無料で給水できるスポットを富山駅南北の２か所だけではなく、市の公共施設などにどんどん設置していただきたいと思うのです。  
東京都内では、民間企業のものを含め約１，０００か所ほど設置されており、スマホで場所が検索でき、給水する人目線で非常に使いやすい機器が屋外にも設置されているということをお聞きしました。  
フランスのパリ市が、水道事業を一度民営化した後、再度公営化して、市内に１，０００か所ほど給水スポットを設けています。これは水道にアクセスしにくい方や弱い立場の方に対して、お金がないからといって給水を止めることはないという意味も込めて、おいしい水道水をくめる場所を設けているということを知りました。  
水は命の源、人権ですので、本市においても市民に

優しく、無料の冷たくておいしい富山市の水道水の給水スポットを増やしてほしいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

上下水道局理事 今ほど意見された内容は、例えば近隣では射水市で積極的に給水スポットの設置を行っておられます。東京都もそうですが、給水スポットを設置する当初の目的は、あくまでも環境負荷軽減のためペットボトルを減らしていくことです。マイボトルで水を飲んでいただくことでペットボトルのCO<sub>2</sub>削減に寄与することが最初の目的で、それに対して民間事業者の積極的なバックアップがあって普及してきたという背景があります。

水道水を広く啓発し、利用していただくことを目的とした給水スポットの設置については、現状では普及していない状況です。給水施設の設置費用や維持管理費、衛生上の管理の問題もありますので、本市では様々な検討をした上でまずは2か所に設置いたします。今後はそれを広めていくのが望ましいのかどうか検討していく必要はあると思いますが、積極的に広めていくとお答えする段階にはないと思っております。

赤星委員 ぜひ積極的に検討して、早めに設置をお願いしたいと思います。

上下水道局理事 御意見として伺います。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。

午前 11 時 30 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 40 分 再開

委員長 これより、建設委員会建設部所管分の議案の審査を行います。
議案第 147 号 工事請負契約締結の件（市道金屋線跨線橋下部工（その 1）工事）、
議案第 148 号 工事請負契約締結の件（観光橋塗装塗替（第 3 工区）工事）、
以上 2 件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

道路整備課長 「議案第 147 号について
議案書及び議案説明資料により説明」

道路構造保全対策課長 「議案第 148 号について
議案書及び議案説明資料により説明」

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 議案説明資料 8 ページの工事請負契約締結について、市道金屋線跨線橋下部工（その 1）工事は一般競争入札ですが、予定価格に対する契約の金額を見ますと、落札率 99.83% となります。松原建設・篠川組市道金屋線跨線橋下部工（その 1）工事共同企業体のほかに入札に参加された事業者はいるのでしょうか。

道路整備課長 今、その情報を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

赤星委員 観光橋の塗膜に含まれる低濃度 PCB の処理を塗装の塗り替えと併せて行うとのことですが、どのような内容なのですか。

道路構造保全対策課長 PCB はポリ塩化ビフェニルと呼ばれ、昭和 47 年以降、製造中止となっておりますが、製造中止となる前に架けられた本橋梁の塗膜には低濃度 PCB が

含有されております。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法では、低濃度PCBの処分期限が今年度末の令和9年3月31日までとされております。現在は第2工区の塗装塗り替え工事を行っておりますが、来年3月末までに第3工区の工事完了に併せて低濃度PCBの処理を行ってまいります。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第147号、議案第148号、以上2件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第147号、議案第148号、以上2件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている
報告第39号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市ファミリーパーク公社）、
報告第40号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社）、
以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

公園緑地課長 〔報告第 39 号について
議案書により説明〕

土木事務所建設課長 〔報告第 40 号について
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

大島委員 議案書 228 ページから 235 ページの報告第 39
号経営状況報告の件（公益財団法人富山市ファミリ
ーパーク公社）について、江西議員の一般質問でフ
ァミリーパークの収入の内訳を答弁されていたと思
うのですが、入園料で二千何百万円の収入、遊具使
用料で 1,000 万円ぐらいの収入があるというこ
とだったかと思えます。遊具はかなり老朽化が激し
いと思うのですが、すぐに更新していくわけにはい
かないので、計画的、効率的に更新するべきではな
いでしょうか。

公園緑地課長 令和 8 年 6 月定例会の江西議員の一般質問の中で、
事業収益について答弁しておりますが、遊具使用料
は、公益財団法人富山市ファミリーパーク公社が自
主事業として行っている部分ですので、市の収入に
はなっておりません。遊具については、令和 7 年度
に点検をしておりますが、検討委員会の中でも将来
的にどのように整備していくのかというコンセプト
を考えておりますし、基本計画の中でもどの遊具を
いつ頃更新するのかを含めて今後検討していく予定
です。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたし

ます。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、建設部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、建設委員会建設部所管分を終了いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 25 分 再開

委員長

これより、建設委員会防災危機管理部所管分に入ります。

防災危機管理部所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

赤星委員

令和 8 年 3 月に 2 台購入されたトイレトレーラーのお披露目が市役所本庁舎 1 階であり、私も拝見しました。

ふだんは細入中核型地区センターの倉庫に格納してあると伺ったのですけれども、ただしまっておくのはもったいないと思いますので、例えばいろいろなイベントなどで使っていただくことで、多くの人に知っていただける機会にもなると思うのですが、活用についてどのようにお考えでしょうか。

防災課長

本年 10 月 10 日に予定しております市の総合防災訓練で使用する予定としております。

そのほかには、地域住民と合同で開催する避難所開設・運営訓練などでも活用を検討していきたいと考えております。

赤星委員

年に何回ぐらい活用する予定ですか。

- 防災課長 避難所開設・運営訓練は年3回開催しますので、そのような機会に活用したいと考えております。
- 赤星委員 防災関係のイベントはもちろん、例えば大手モールで開催している富山トランジットモールなどの防災と関係のないイベントでも、広くお披露目を兼ねてトイレトレーラーを使っていたいただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。
- 防災課長 モバイルトイレ等については、本来は災害が発生した際に使用するために整備したものです。半年ごとにメンテナンスをしておりますが、使用頻度が高まることで消耗部品等が劣化して、いざというときに使用できないということは避けたいと考えております。そのため、使用に当たっては防災イベント等に限っているところですので御理解をいただきたいと思います。
- 赤星委員 せっかく導入したのに、ただしまっている期間が長いと、もったいないと思いますので、使用できる機会があれば工夫していただきたいと思います。
- 防災課長 御意見として伺います。
- 赤星委員 続きましてもトイレの話題に関して質問です。避難所を開設した場合などにおけるトイレの男女の便器数の割合ですけれども、令和8年6月12日付で国土交通省がトイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドラインを策定しておられます。男性も女性も快適にトイレを使える環境づくりを目指し、女性トイレの行列解消、また女性トイレだけではなく、男性も個室のほうが行列になりやすいので、その解消策などを示しております。またその中では、女性用の便器数は男性以上にすることと規定されています。避難所を開設したときの仮設トイレの男女比を教えてください。

防災危機管理部長 本市では国土交通省のガイドラインよりも、内閣府の防災担当が所管するスフィア基準にのっとり、設置を考えております。その基準では最低限として20人に1基、災害時の苛酷な状況であれば、50人に1基の割合で設置することが推奨されています。この基準を基にトイレの数を算定し、避難所に設置しております。

加えて言うと、トイレのくみ取りやトイレを流すための給水の運用体制の構築も考慮しなければならないですし、車中泊をする方や家が倒壊を免れたことで在宅避難される方の人数も想定しながら、トイレの数を決めていきたいと考えております。

赤星委員 もう1点伺いたいのですが、災害時にペットと暮らしている方々を受け入れる避難所について、またペット同行避難やペット同伴避難の検討状況を教えてください。

防災課長 大型動物や危険動物を除いて、ペットの同行避難は可能としておりますが、避難所内においてペットと同室で生活する同伴避難については、対応は難しいと考えております。

赤星委員 今ほどペットの同行避難が可能とおっしゃいましたが、具体的にどのように受け入れるのでしょうか。

防災課長 避難所内で指定された場所にペットをつなぐか、飼い主の方にケージを持ってきていただき、ケージの中に入れていただくことを想定しております。

赤星委員 令和6年能登半島地震が起きた2年前にも、小型犬、室内犬を連れて車で避難された方から実際に御相談があったのですが、寒空に小型犬を外につなぐようにと言われても、寒さに弱く死んでしまうので、結局車中泊をしたということなのです。そのときから状況があまり変わっていないように感じるのですが、積極的に検討はされていないのでしょうか。

例えば、外の決められた場所に犬をつなぐのではなく、学校の教室の1つにケージを並べてペットを入れてもらうなど、具体的な方法は検討されていないのでしょうか。

防災危機管理部長 今、赤星委員が言われるのは、ケージやペットと一緒に避難所の中に入る同伴避難のことだと思います。同伴避難は本市では認めておらず、あくまで同行避難を推奨しております。

被災者の方で動物が苦手な方もいらっしゃいますし、動物アレルギーの方もいらっしゃるので、ケージに入るぐらいの小型犬であれば、飼い主さんがしっかりとケージに入れて鳴かないようにしつけをしていただくことが前提です。また、ペットと避難所に来られる被災者の方は、ペットフードやトイレ用のシートなども非常持ち出し品として一緒に持ってきていただき、同行避難をしていただきます。動物なのでなかなかケージに入っておとなしくはできないと思いますけれども、しつけをしていただけると非常に助かります。

赤星委員 同行避難の場合も、ペットを寒空の外に置くのではなく、暖かくなくていいので専用の部屋を設けてほしいのです。

特に小型犬は、飼い主と離されるとずっとほえてしまい、しつけはほぼ無理だと思います。本当に死にそうぐらいずっとほえます。

だから、本当は同伴避難が一番いいのですけれども、せめて同行避難の場合でも、受入れ体制をきちんとしてほしいです。2年前に防災危機管理部がまだ総務文教委員会の所管だったときに、委員会視察で行った千葉県のある市では、小さいけれども各避難所に防災備蓄倉庫がありました。そこでは、ケージや餌、トイレシートなど、飼い主さんが持ってくるのが基本ですが、緊急の場合に最低限の品目を備えておられ、さらに予算を増やして品目も増やす取組や市職員で犬を飼っている人が試験的に避難訓練も行っておられました。

具体的に何か検討を進めてほしいのですが、どのようにお考えでしょうか。

防災危機管理部参事  
(防災対策担当) ケージに入るペットですと、例えば空き教室に置くことも考えておりますし、避難所開設訓練では、どこにペットを置くのか想定する訓練をしておりますので、今後そのようなことを改めて進めていきたいと思えます。

赤星委員 お願いします。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会防災危機管理部所管分を終了いたします。

午後 1 時 4 0 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 5 4 分 再開

委員長 これより、建設委員会活力都市創造部所管分に入ります。
報告案件として提出されている
報告第 1 0 号 専決処分報告の件（訴えの提起の件）、
報告第 1 1 号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第 1 0 号、専決第 1 2 号、
以上 2 件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

住宅政策課長 〔報告第 1 0 号について
議案書により説明〕

交通政策課長 〔報告第 1 1 号中
専決第 1 0 号について、

議案書により説明]

交通施設課長 [報告第11号中
専決第12号について、
議案書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

村上委員 議案書95ページ、96ページの報告第11号 損害賠償請求に係る和解の件のうち専決処分番号第12号について、市営コミュニティバスが古里地区センターの駐車場から出発する際に車両に接触したとのことですが、停車車両にぶつかるとはどういうことなのか。

交通施設課長 あまり考えにくいのですが、当該コミュニティバスの車両はキャラバンという14人乗りのワンボックスタイプでございまして、それが駐車場から出るときに左側に駐車していた車の右前方と当該車両の左側が接触いたしました。

村上委員 要するに内輪差による事故だと思いますが、その運転手の運転技術に問題はないのですか。

交通施設課長 安全運転の徹底を指示したところであります。

村上委員 注意するだけで済む話ではないと思います。停車車両にぶつかるのは、よほど運転技術に欠陥があるのか病気なのかと思いますが、年齢やふだんの運転の様子などをきちんと確認しなければならないと思います。毎回いろいろな部署の交通事故の専決処分の報告を受けますが、今回の事故はちょっとひどくないですか。

交通施設課長 今回このような事故が起きたことは本当に遺憾であると考えておりますので、再発防止に努めてまいりたいと考えています。

- 村上委員 再発防止とは何をされるのですか。
- 交通施設課長 安全運転講習の実施や3年に一度、適性診断も実施しておりますので、その結果も踏まえて判断してまいりたいと考えております。
- 村上委員 3年に一度の適性診断では、当該運転手の方の結果は適正でしたか。
- 交通施設課長 私どもの知る限り、その運転手は大型二種の免許を保有して運行しておりますので、運転技術には問題ないと考えております。
- 村上委員 しっかり注意していただき、人身事故のないように徹底をお願いします。
- 委員長 ほかにありませんか。
- 〔発言する者なし〕
- 委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、活力都市創造部所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。
- 大島委員 一般質問でも八尾地域の電気自動車（E V）バスの導入後の運行状況とリコールや不具合の発生状況について質問しましたが、電気自動車（E V）バスのその後の状況はいかがでしょうか。
- 交通施設課長 市営八尾コミュニティバスで導入したE Vバスにつきましては、先週、6月19日（金曜日）の朝に運行前点検で後部の扉が半開きの状態であったことを確認いたしましたので、ドア開閉の空気圧をチェックしました。
車両の電源を入れますと、コンプレッサーという空

気圧縮機が作動し、一時的に空気圧が回復しまして、ドアの開閉ができる状況にはなったものの、何もしない状況で空気圧が徐々に減っていく現象が見受けられましたので、その日から予備車で運行をしています。

週明けの6月22日（月曜日）の午後から株式会社EVモーターズ・ジャパンの担当者が車両の確認を実施しました。

昨日の作業におきまして、後部扉上部の空気の減圧弁の誤作動が原因ではないかという状況報告があったところです。

今後、同社から詳細な原因の特定や修繕のスケジュールの報告があると思いますので、しっかり対応してまいりたいと考えています。

大島委員 私が一般質問をしたからプレッシャーがかかったのかもしれないけれども、これまで続いている故障の修繕費は市と業者のどちらが負担されているのですか。

交通施設課長 納車から1年間の本年2月28日までは保証期間となっておりますので、これまでの修繕や部品の交換による市の負担は発生しておりません。

大島委員 それでは、今回の修繕費用等の負担者はどうなるのか分からないということですか。

交通施設課長 今後の原因の特定や修繕内容、費用の負担者につきましては、未定でございます。

横野委員 議案書216ページから220ページの報告第37号、経営状況報告の件について、株式会社ほそいりの決算状況を見ると、結構いい決算報告が出ているので、例えば所管課から株式会社ほそいりに10人乗りのコミュニティバスを提供して、株式会社ほそいりで運転手を採用して、地域のために運行することを自治振興会長を通して打診されたことはあるのですか。

交通政策課長 大沢野地域で運行しているシルバータクシーを現在は細入地域に拡大して運行しております。
そのシルバータクシーの導入に先立って様々な検討を行った中で、株式会社ほそいりはそのようなことも検討されたとのことですが、運転手の確保が困難だったという話を聞いております。
今後につきましても、例えば自治振興会などの地域の皆様が、地域自主運行バスの運行に取り組みたい意思がある場合は、いろいろと話し合いをしながら、よりよい形を模索していくことはできると思います。

横野委員 婦中地域で自主運行バスを運行するときは、担当課から自治振興会長を集めて依頼をされました。今回、細入地域の自治振興会長と話したら、株式会社ほそいりが運行してくれたらいいのという話をされたので、話し合いはどの程度されたのでしょうか。
運転手の確保ができないから運行できなかったと話が終わらせるのではなく、シルバータクシーは高齢者向けですが、高齢者以外の人たちを対象にすることなども地域交通を考える上で必要ではないかと思っています。
もう1つは、国土交通省が、公共交通としてスクールバスの活用を可能とする法改正をしたので、その制度をどう活用するのも検討が必要ではないでしょうか。
そのようなことを活力都市創造部としては考えていくべきと思うのですが、いかがでしょうか。

交通政策課長 確かに先般、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われ、福祉の送迎自動車やスクールバスなどを公共交通としても活用が可能となる法改正がされたと伺っております。
教育委員会には現在のスクールバスの運行状況などを逐次お伺いしており、いろいろ難しいところもありますが、今後の地域の皆様の生活の足を確保することに直結する部分ですので、今後も在り方や手法については調査・研究してまいりたいと考えております。

横野委員 市長が部局横断で検討するようによく指示していると思います。
交通弱者を助けるために、スクールバスや福祉関連車両の活用などを含めて、交通空白地域をなくすような取組を部局横断で検討すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

活力都市創造部長 横野委員がおっしゃったように、部局横断で考えていくことは大切だと思っています。
先ほど交通政策課長も言いましたが、法律の改正によってスクールバス等が地域公共交通のために活用できることになりましたけれども、例えばスクールバスを活用するとなれば、小学校の夏休みや冬休みの長期休暇中の休校等の際は、基本的にスクールバスは走りません。また、子どもたちは恐らく事前登録をして乗っていると思いますが、公共交通として利用するには学校が終着地点ではなくて、次の公共交通につなぐための行き先も考えていかなければならないと思います。教育委員会や福祉系の事業者、社会福祉協議会などと公共交通の在り方について考えていきたいと思っています。

赤星委員 私も一般質問の最後に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正があったことに触れて終わったのですが、細入地域にはスクールバスや株式会社ほそいりが運行している楽今日館の送迎バスがありますので、それらを地域のために、交通空白地域を解消するために、できることを行っていたきたいと思っています。
次に、中央通りD北地区市街地再開発事業ですが、1階の商業施設にどのような店舗が入居するのか具体的に決まったのでしょうか。

都市計画課長 商業施設につきましては、夏頃からテナントリーシングを始めると組合から聞いておりますので、現在のところ決定はしておりません。

赤星委員 テナントのスペースはたしか11か12区画ぐらい

あったと思うのですけれども、それは権利床ですか。
どなたの所有なのですか。

都市計画課長 基本的には権利床で取得されておりまして、そこを
テナントとしてお貸しされる方もいらっしゃるかと伺
っております。

赤星委員 さっきおっしゃったテナントリーシングは、テナン
トを貸す先が決まっているのか、それともこれから
募集をするのか、どちらですか。

都市計画課長 組合によりますと、これからいろいろなテナントと
のリーシングを始めるということですので、具体的
なことは伺っておりません。

金厚委員 本年５月末に都市計画審議会があり、私と大島議員
と松井 邦人議員と江西議員が出席しました。
そこでは上轡田南地区の企業誘致の件が議題でした。
私は根っからの反対はあまりしないのですが、反対
しました。当該地区はカドミウム汚染田の跡地で、
しかも土壌改良もしていないからです。
そこに企業誘致をして建物を建てるのですから、土
地を掘削することでカドミウム汚染田の排水が流れ
るのではないかと、婦中町はイタイイタイ病で非常
に苦勞した地域ですので、ものすごく気になっていた
のです。
もう１点、現在は工事中でほとんど完成に近いので
すけれども、当該地区の横では太陽光発電の建設を
しています。
例えば釧路市が行う太陽光発電や東京都が小笠原村
で行う太陽光発電など世間ではいろいろな形で太陽
光発電の問題があります。
中国製の太陽光パネルの処理は非常に困難なことか
ら、経済産業省の補助金もいずれ止まるのです。だ
から、当該地区では駆け込みで太陽光発電の工事を
行っているのではないかと思うのですけれども、私
が心配しているのは、太陽光パネルによる電波障害
や反射です。皆さんは実際にその道路を歩いて見ら

れましたか、あの太陽光パネルはすごいですよ。
私は全部完成したら東京へ行く飛行機に乗って空から見てみたいと思っています。太陽光パネルによる電波障害や反射は県の交通政策にも関係してきますし、飛行機の障害にもなるのではないかと非常に危惧しています。

それと、先ほど言いましたカドミウム汚染田の排水が用水に流れていくことを非常に心配しているのですけれども、都市計画審議会でそのことを話したら、課長は県と相談します、事業者が県とやり取りすることですという話でしたが、県とはどの程度の相談をされたのですか。

都市計画課長 金厚委員に出席していただきました都市計画審議会
で、いろいろと御心配の声をいただきましたので、その後、県の農業技術課にも再度確認を行っております。
当該地は農用地の土壌汚染対策地域に該当するため、事業者がその土地の開発をするときは、県とやり取りをする必要があることは確認しております。
さらに、土壌汚染対策法に基づく届出や河川、地下水の環境調査は、市の環境保全課が窓口になって、審査等を行うことになっておりますので、事業者が決まったときには、これらの手続についてもしっかりと伝えた上で、指導していきたいと考えております。

金厚委員 現在太陽光パネルは80%ほど完成しており、3万坪の土地に敷き詰めてある状態です。それらが反射した場合は、飛行機が着陸や出発するときに大変邪魔になるのではないかと思います。
県の交通政策課はどのように考えているのでしょうか。
今ほどの農業技術課と話をされたことは聞いていますけれども、そうではなく、私が言いたいのは、何か問題が起こった場合に県は責任を取ってくれるのかということです。
ましてや国の政策でも太陽光発電は全然駄目だとい

う話ですので、もう 1 回検討が必要ではないかと思
います。

今さら太陽光パネル設置の工事を止めるわけにいか
ないのかもしれないですが、将来に禍根を残
すような事業ですから、絶対に気をつけたほうがい
いと思います。

20 年後、30 年後は自分はもういないからどうで
もいいのではなく、将来の子どもたちのためにその
ような土地や事業を残していいのかよく考えなけれ
ばならないと思います。

婦中町鵜坂、婦中町添島、婦中町広田などはカドミ
ウムの汚染で非常に苦しんだ地域ですが、恐らく地
元の皆さんは当該事業について詳しく分かっていな
いのかもしれません。

これは課長一人に責任を押し付けるわけではないの
ですが、相当な考慮をして本事業を実施しないと、
本当に将来に禍根を残すと思います。

活力都市創造部長 太陽光パネルの設置場所は、私も堤防を走りますの
で、大きな面積であることは承知しています。私は
本年 4 月に活力都市創造部長として異動してまいり
まして、太陽光パネルの設置については特段届出が
不要であり、本事業が進んでいることは認識してお
ります。カドミウム汚染田については、今ほど都市
計画課長が申しましたように、今後、県が業者にき
っちりと指導されることを確認しておりますし、市
としましても、業者に指導の内容を遵守するように
強く申し入れていきたいと思っています。

金厚委員 1 つ例を言います。
八尾地域の消防署が土地と建物を合わせて 100 万
円という考えられないような安い金額で売りに出し
ました。建物を解体すると費用がかかるし、アスベ
ストが含まれていたのも、解体せずにそのまま売
りに出したのです。
その土地と建物は埼玉県にあるスクラップ業者が買
ったのですが、スクラップ業者の従業員と思われる
外国人が何人も来て大きな音を出しながら解体し、

廃棄物を運搬しているので、建物のそばに住んでいる地元の住民は非常に迷惑しているのです。
そのような例もあるので、先の先を考えて、禍根を残さないように注意すべきだと思います。ましてや太陽光パネルも将来どうなるのか分からないので、先のことを考えて設置しないと駄目だと思います。恐らく活力都市創造部の職員であの通りを通ったことがない人がたくさんおられるのではないかと思います。毎日通っているけれども、夏場になったらどのように反射するのかと不安です。
そのことをよく考えて、県と打合せをお願いします。

赤星委員 桜木町地区の市街地再開発事業ですが、今現在どのような状況でしょうか。

都市計画課長 桜木町地区につきましては、昨年度に都市計画決定をしまして、現在は桜木町地区市街地再開発準備組合が事業計画の作成に向けた準備を進めている状況です。

赤星委員 今後のスケジュールを教えてください。

都市計画課長 桜木町地区市街地再開発準備組合が要望していた予算額よりも、少し内示額が低かったのですが、予算の範囲内でスケジュールを組んで進めていくことになります。今の段階では細かいスケジュールは分かりませんが、準備組合は令和14年度の完成に向けて進めていくとのことでした。

赤星委員 国の補助金の内示額が低いとのことですが、要望された金額と内示額は幾らなのですか。

都市計画課長 事業費ベースで2億1,000万円を要望しておりましたが、内示額はそのうちの4割でした。

赤星委員 NHKの跡地の県有地について、桜木町地区市街地再開発事業との連携が検討されていたと思いますが、

具体的な話はあるのですか。

都市計画課長 県有地の検討をする会議に桜木町再開発準備組合の方もアドバイザーとして参加しており、具体的に新しい動きがあるとは伺っておりませんが、今後の検討の中で、桜木町地区市街地再開発事業の取組などについて意見交換をしながら進めていくものと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会活力都市創造部所管分を終了いたします。
これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談いたします。
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。
これをもって、令和8年6月定例会の建設委員会を閉会いたします。

令和 8 年 6 月定例会
建設委員会記録署名

委 員 長 高 原 ゆずる

署名委員 柏 佳 枝

署名委員 赤 星 ゆかり